

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月11日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第4（第6条関係） （略） 総務管理部 （略）		別表第4（第6条関係） （略） 総務管理部 （略）	
人事課		人事課	
部長専決事項	課長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
（略）	(1)～(5)（略） (6) 職員の休業、育児休業、育児短時間勤務、 <u>自己啓発等休業及び配偶者同行休業の承認の取消し等</u> をすること。 (7)（略）	（略）	(1)～(5)（略） (6) 職員の休業、育児休業、育児短時間勤務及び <u>自己啓発等休業の承認の取消し等</u> をすること。 (7)（略）
（略）		（略）	
（略）		（略）	